

# 「ムジークフェストなら 2018」広報業務委託 委託業務仕様書

## I 業務概要

### 1 業務名

「ムジークフェストなら 2018」広報業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 業務目的

県民をはじめ多くの方に、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供することで、本県の文化芸術活動の活性化を図る。また、当該音楽祭を県内外に広く PR することで、本県のブランド化にもつなげる。

#### 【文化の振興】

県民をはじめ多くの方に、奈良で上質な文化・芸術に触れる機会を提供することで、本県の文化芸術活動の活性化を図る。また、本県の文化振興にとってのシンボルとして内外に広く PR することで、本県のブランド化にもつなげる。

#### 【地域の振興】

音楽祭をコンテンツとして発展させることで、奈良への誘客、周遊滞在型観光の推進につなげるとともに、来場者や数多くの出演者による交流人口の拡大を通じて地域の活性化を図る。また、市町村と連携して県内各地で開催することにより、広範囲にわたる賑わいの創出につなげる。

### 3 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所はムジークフェストなら実行委員会（以下「甲」という。）と委託事業者（以下「乙」という。）が協議し作業工程を示した計画を作成のうえ決定する。（目安については「1.2 業務詳細」を参照）

### 4 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いには、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合であっても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 乙は、項の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

### 5 提出書類

乙は、本業務受託決定後、下記の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書（実施内容及び作業工程表）
- (2) その他甲が指示する書類

## 6 貸与資料

甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

## 7 成果物の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

## 8 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

## 9 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、原則的に乙において対応するものとする。

# II 業務内容

## 10 業務概要

### (1) ロゴ、キービジュアルの企画・制作

### (2) 各種印刷物による広告・広報

- ①「公式ガイドブック」の企画・制作・発送
- ②「有料公演パンフレット」の企画・制作・発送
- ③「県内地域別公演チラシ」の企画・制作・発送
- ④「子育て世代向け公演チラシ」の企画・制作・発送
- ⑤「多言語チラシ」の企画・制作・発送
- ⑥「ポスター」の企画・制作・発送
- ⑦「公演プログラム」の企画・制作・発送
- ⑧その他、印刷物による効果的な広報展開

### (3) 街頭掲出・設置物による広告・広報

- ①広告塔（三角柱）、近鉄奈良駅行基広場大屋根への大型横断幕、のぼり、バナーの制作・設置・撤去
- ②春日野園地企画実施日を周知する案内版の制作・設置・撤去
- ③奈良県が管理するデジタルサイネージにおける放映コンテンツの制作
- ④その他、街頭掲出物等による効果的な広報展開

### (4) 交通事業者と連携した広報展開

### (5) 協賛ボードの制作・設置・撤去

### (6) 開催報告書（記録集）の作成

### (7) (1)～(6)の業務に共通する事項は次のとおり。

- ①障害のある方への配慮を十分にすること
- ②打合せ協議
- ③業務のとりまとめ、事業実施報告書（（６）の開催報告書ではない）の作成

## 1 1 計画・準備

乙は業務実施にあたっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

## 1 2 業務詳細

### (1) ロゴ、キービジュアルの企画・制作

- ・過去の「ムジークフェストなら」のロゴ、キービジュアルを参考とし、本音楽祭をイメージした、魅力的で印象に残るデザインを企画・制作する。

### (2) 各種印刷物による広告・広報

#### ①「公式ガイドブック」の企画・制作・発送

- ・「ムジークフェストなら 2018」を広報するためのガイドブックの編集・紙面構成、デザイン・レイアウトを企画・制作し、広く県内外に「ムジークフェストなら 2018」の開催をPRする。
- ・表紙及び紙面構成の検討作業においては、乙の提案した構成案をもとに甲・乙協議の上、内容を決定するものとする。
- ・表紙はより多くの方に周知できるよう魅力的なデザインにするとともに、紙面構成は文字デザイン・写真データ・イラスト等を活用し、視覚的にわかりやすい内容にすること。
- ・甲より提供した催事内容は全て掲載すること。
- ・仕様：A4版、30ページ程度、フルカラー
- ・制作部数：50,000部（甲が指定する箇所へ（約550箇所）へ乙から直接発送納入すること。）
- ・発行時期：3月上旬

#### ②「有料公演パンフレット」の企画・制作・発送

- ・「ムジークフェストなら 2018」有料公演を広報するためのパンフレットの編集・紙面構成、デザイン・レイアウトを企画・制作し、広く県内外に有料公演の開催をPRする。
- ・表紙及び紙面構成の検討作業においては、乙の提案した構成案をもとに甲・乙協議の上、内容を決定するものとする。
- ・表紙はより多くの方に周知できるよう魅力的なデザインにするとともに、紙面構成は文字デザイン・写真データ・イラスト等を活用し、視覚的にわかりやすい内容にすること。
- ・甲より提供した催事内容は全て掲載すること。
- ・仕様：A4版、見開き4ページ、フルカラー
- ・制作部数：30,000部（甲が指定する箇所へ（約500箇所）へ乙から直接発送納入すること。）
- ・発行時期：3月上旬

③「県内地域別公演チラシ」の企画・制作・発送

- ・「ミュージックフェストなら」の認知度向上のため、県内で認知度の低い地域で開催されている公演を集約したチラシを企画・制作し、認知度向上につなげる。
- ・仕様：A4版、両面、フルカラー
- ・制作部数：235,000枚（甲が指定する市町村の広報誌へ挟み込みすること。）
- ・発行時期：3月中旬

④「子育て世代向け公演チラシ」の企画・制作・発送

- ・「ミュージックフェストなら」を幅広い年齢層に楽しんでいただくため、子育て世代向けに実施する公演を集約したチラシを企画・制作し、若年層の誘客促進を図る。
- ・仕様：A4版、両面、フルカラー
- ・制作部数：25,000枚（甲が指定する箇所へ（約400箇所）へ乙から直接発送納入すること。）
- ・発行時期：3月中旬

⑤「多言語チラシ」の企画・制作・発送

- ・外国人観光客への広報のため、申込み不要の公演をまとめて、多言語化したチラシを企画・制作し、外国人観光客の誘客を促進する。
- ・仕様：A4版、両面、フルカラー（英語、簡体語の2種類作成）
- ・制作部数：5,000枚（甲が指定する箇所へ（約50箇所）へ乙から直接発送納入すること。）
- ・発行時期：3月下旬

⑥「ポスター」の企画・制作・発送

- ・「ミュージックフェストなら2018」を広報するためのポスターのデザイン・レイアウトを企画・制作し、広く県内外に「ミュージックフェストなら2018」の開催をPRする。
- ・仕様：A2版・B2版、フルカラー
- ・制作部数：A2版300枚、B2版600枚（甲が指定する箇所（約460箇所）へ乙から直接発送納入すること。）
- ・発行時期：2月下旬

⑦「公演プログラム」の企画・制作・発送

- ・実行委員会が主催する公演について当日のプログラムを企画・制作。
- ・仕様：A5版もしくはA4版 両面（うち1面カラー）
- ・制作部数：有料公演：15公演×来場者数  
上記以外：約65公演×来場者数  
（目安：ミュージックフェストなら2017当該公演来場者数 約21,000人）
- ・制作時期：各公演の2日前までに実行委員会へ納入すること。

⑧その他、印刷物による効果的な広報展開

- ・その他、県内外からの誘客効果が高い情報発信を乙が提案の上、甲が承認し決定する。

(3) 街頭掲出・設置物による広告・広報

①広告塔（三角柱）、近鉄奈良駅行基広場大屋根への大型横断幕、のぼり、バナーの制作・設置・撤去

【広告塔（三角柱）】

- ・近鉄奈良駅～県庁前及びJR奈良駅前に広告塔（三角柱：縦1800cm×横900cm）を制作・設置・撤去。
- ・設置箇所数：14
- ・設置時期：3月下旬～6月上旬

【近鉄奈良駅行基広場大屋根への大型横断幕】

- ・近鉄奈良駅行基広場大屋根への大型のぼり（縦2400cm×横7000cm）の制作・設置・撤去
- ・設置時期：3月下旬～6月上旬

【のぼり、バナー】

- ・各公演会場に設置するのぼり、バナーの制作・発送（甲が指定する箇所（約400箇所）へ乙から直接発送納入すること。また、必要に応じて設置（5箇所程度）をおこなうこと。）

②春日野園地企画実施日を周知する案内版の制作・設置・撤去

- ・実施日に周辺での交通渋滞が発生しないよう、事前に開催の告知をする案内版の制作・設置・撤去
- ・設置箇所：30箇所程度（警察との協議により増減）
- ・設置時期：5月上旬～6月上旬

③奈良県が管理するデジタルサイネージにおける放映コンテンツの制作

- ・県内各所、京阪神主要駅等に放映するデジタルサイネージコンテンツの制作
- ・制作数：動画（30秒）・静止画共に縦型、横型の2パターンを作成
- ・制作時期：2月下旬

④その他、街頭掲出物等による効果的な広報展開

- ・その他、県内外からの誘客効果が高い情報発信を乙が提案の上、甲が承認し決定する。

(4) 交通事業者と連携した広報展開

- ・交通事業者と連携し、県内外からの誘客効果が高い情報発信を実施。
- ・制作数：電車中吊り広告（JR：3,800枚程度、近鉄：3,000枚程度）  
駅貼りポスター（JR：300枚程度、近鉄：80枚程度）
- ・制作時期：4月中旬
- ・その他、交通事業者と連携した効果的な広報を協議のうえ実施。

#### (5) 協賛ボードの制作・設置・撤去

- ・「ムジークフェストなら 2018」に協賛いただいた企業等を周知するための協賛ボードの制作・設置・撤去

#### (6) 開催報告書（記録集）の作成

- ・開催期間中カメラマンを用意し、最低1日1公演以上の写真記録を行うこと。
- ・被写体の肖像権等の確認が必要な場合は、先方との確認・調整を行うこと。
- ・撮影した画像等を素材として、記録冊子を作成すること。
- ・編集にあたっては、撮影した画像のほかに、必要に応じて甲が提供する素材も使用すること。
- ・成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果品の引き渡しとともに甲に帰属する。ただし、受託者の著作権の行使につき、甲の承諾又は合意を得た場合についてはこの限りではない。

#### (7) 委託上限額

15,800 千円（消費税及び地方消費税込）以内。

#### (8) 支払方法

平成 30 年 3 月 31 日時点における出来高相当分について、受託者は平成 30 年 3 月 31 日以降速やかに実行委員会あて実施報告を行い、実行委員会は完了検査後に 6,900 千円を支払限度額上限として代金を支払い。

平成 30 年 4 月 1 日以降分については、全業務の履行終了後、一括で支払い。ただし、履行期間中の概算払いを可能とする。

※実行委員会は、その予算上の都合その他の必要があるときは、上記の支払限度額を変更することができるものとする。

#### (9) 履行期間

契約締結の日から平成 30 年 10 月 31 日（水）まで。

#### (10) 打ち合わせ

本業務を履行するにあたり、必要に応じて協議を実施する。

## 2 手続き等

### (1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町 30（奈良県 地域振興部 文化振興課内）

ムジークフェストなら実行委員会事務局

電話番号 0742-27-8917

FAX 番号 0742-27-8481

## (2) 委託業務仕様書の配布

- ・配布期間 平成30年1月22日(月)まで
- ・配布場所・方法 奈良県文化振興課で交付または奈良県文化振興課ホームページから入手

## (3) 参加意向申出書等の提出

- ・提出期限 平成30年1月22日(月)17時まで【必着】
- ・提出先 事務局
- ・提出物 ①参加意向申出書(様式1-1)  
②事業者概要書(様式1-2)  
③類似業務受注実績(様式1-3)
- ・提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。

## (4) 企画提案書等の提出

- ・提出期限 平成30年1月26日(金)17時まで【必着】
- ・提出先 事務局
- ・提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、発送する旨を事前に事務局へ電話連絡すること。
- ・提出物 企画提案書 10部

※企画提案書に提案者を判別できるような用紙の使用や記載は行わないこと。ただし、1部のみは、企画提案書の余白部分に提案者名を記載すること。

- ・企画提案書には次のことを記載すること。(A3用紙を片面印刷で使用し、10枚以内。)

### ①実施方針等について

- ・ムジークフェストならの趣旨・目的を踏まえ、これに沿って業務を推進する上での考え方を、実施方針として記載すること。
- ・組織図等実施体制表(関係機関・関係者との連携・協力について、体制や手法等を記載)を明記すること。  
※別途委託予定のムジークフェストなら2018企画・運営委託業務との連携について留意すること
- ・業務実施に必要なスケジュール、実施フローを記載すること。

### ②ロゴ、キービジュアル、各種印刷物、街頭掲出・設置物、交通事業者と連携した広報展開について

- ・ロゴ、キービジュアルのイメージを提示すること。
- ・「公式ガイドブック」「有料公演パンフレット」については、紙面編集の考え方を示すとともに任意の1ページを選び、その紙面構成案を提示すること。また、参加者が不安なく参加できるような会場へのアクセス手段等をお知らせするイメージも併せて提示すること。
- ・「県内地域別公演チラシ」「子育て世代向け公演チラシ」「多言語チラシ」「ポスター」などの印刷物については、その制作イメージを提示すること。

- ・街頭掲出・設置物による広告・広報のイメージを提示すること。
- ・交通事業者と連携した広報展開のイメージを提示すること。
- ・その他「ムジークフェストなら 2018」を効果的に県内外にPRするための手法を提案すること。

※各種広報については、広く県内外に「ムジークフェストなら 2018」をPRする内容であることに留意すること。また、障害のある人に配慮した内容であることに留意すること。

### ③概算事業費

- ・必要項目ごとに各々単価・数量を記載し、全体経費を積算すること。

### (5) 説明会の開催

- ・開催日時 平成 30 年 1 月 11 日 (木) 10 時 30 分から
- ・開催場所 奈良県文化会館 1 階 第 3 会議室  
(奈良市登大路町 6-2)
- ・説明内容 事業内容・公募内容の説明、質疑応答
- ・説明会への参加申込  
説明会への参加希望については、「事前説明会参加申込書」(様式 2) に必要事項を記載した上で申し込むこと。なお、説明会への参加は 1 事業者あたり 3 名以内とする。
- ・説明会参加申込書提出期限  
平成 30 年 1 月 10 日 (水) 12 時まで
- ・説明会参加申込書提出方法  
事務局に直接持参するか、郵送・FAX 又は電子メールにて送付 ※持参以外による場合は、電話にて送付した旨を連絡すること。

### (6) 質問の受付

質問の受付は次のとおりとする。

- ・受付期間 平成 30 年 1 月 15 日 (月) 15 時まで
- ・受付方法 FAX 又は電子メールにて送付すること。電話など口頭による質問は受け付けない。質問のある場合は、質問票(様式 3) に質問事項を記載の上、送信すること。  
※電話にて送付した旨を連絡すること。
- ・提出先 事務局
- ・回答方法 奈良県文化振興課ホームページに公表する。個別には回答しないものとする。  
※質問者名は掲載しない。

## 3 受託者の特定

### (1) 企画提案書等の評価

- ・企画提案書等は「ムジークフェストなら 2018 広報業務委託受託者選定審査会(以下「選定審査会」という。)」において審査を行う。各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として

特定する。

- ・提案者が1者の場合は、全ての評価項目において各委員の合計得点が6割以上で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。
- ・提出のあった企画提案書等については、以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。なお、応募多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、平成30年2月1日（木）に行う予定。時間等の詳細は、後日対象者に通知する（1月29日（月）頃予定）。
- ・プレゼンテーション審査は非公開で行う。
- ・選考結果は、企画提案書等を提出した提案者に対して書面で通知する。

## （2）契約について

①プレゼンテーション審査を経て特定された者と協議を行い、最終仕様を決定し契約を締結することになるが、協議の結果、契約締結の合意に達しなかった場合は、プレゼンテーション審査で次点の者と契約締結の協議を行う。

②参加表明書、企画提案書等その他に虚偽の記載をした場合は、本業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

③契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところに準ずる。

④特定された者が契約の締結までに次のいずれかに該当すると認められるときは、特定された者と契約を締結しないものとする。

また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、ムジークフェストなら実行委員

会がムジークフェストなら実行委員会との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

### (3) その他

採択された提案は、契約の相手方を特定するための課題に基づき作成されたものであり、契約後、改めて実行委員会事務局等との協議のもと、業務にあたるものとする。

## 4 その他

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複写を行う場合がある。

(3) 選考結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等からの情報公開請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

(4) 選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(5) 募集及び契約については、ムジークフェストなら実行委員会の都合により中止することがある。

(6) 本業務の詳細事項及び進め方等については、ムジークフェストなら実行委員会の指示に従うこと。

(7) 履行期間中において、本業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以上